

1. 当行の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果等

①主要な事業内容

当行は、千葉県を主要な地盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務、為替業務に加え、日本銀行等金融機関の代理業務、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務、信託業務などをつうじ、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しています。

②金融経済環境

国内経済

当期のわが国経済をかえりみますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、期を通して厳しい状況が続いたものの、各種政策の効果や海外経済の回復により、設備投資や生産・輸出などに持ち直しの動きが見られています。ただし、感染症については今後の収束が見通せないことから、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

県内経済

県内経済につきましては、外出自粛などの影響により、外食や娯楽などのサービス業では低迷が続いているものの、建設業や食品製造業などの業績が堅調に推移していることや、交通インフラ整備に関連する豊富な官民プロジェクトなどにより、全体としては持ち直しの動きを維持しています。

金融情勢

無担保コール翌日物金利は、期を通して△0.03%前後で推移しました。長期国債の流通利回りは一時△0.05%台まで低下しましたが、期末には0.10%台に上昇しました。日経平均株価は、景気の回復期待から、期末にかけて29,000円前後まで上昇しました。

③事業の経過及び成果

《新型コロナウイルス感染症への対応》

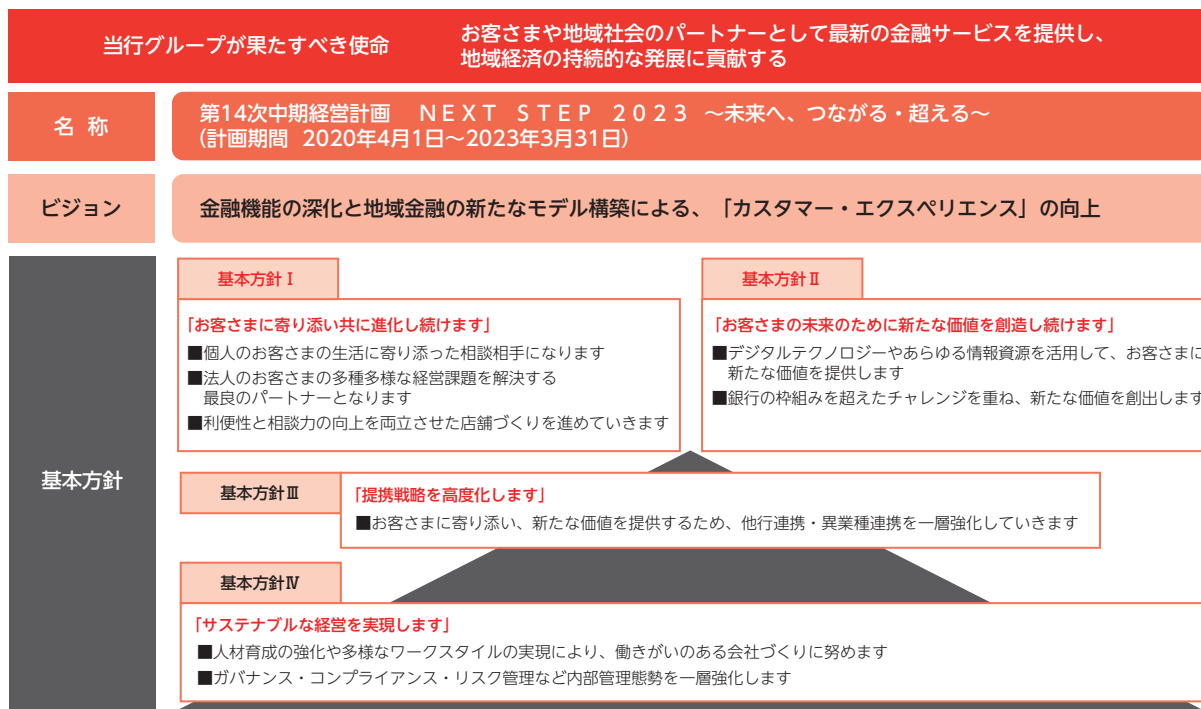
2020年度において、優先的に対処すべき課題として、新型コロナウイルス感染症拡大への対応に注力しました。感染症の影響を受けたお客さまに対して制度融資などを活用した資金対応を行ったほか、経営課題の解決に向けた提案を継続的に行うなど、さまざまなサポートに取り組みました。

また、テレワークの一層の推進や職員の交替勤務を実施したほか、お客さまと接する際や職場内でのソーシャルディスタンスの確保など行内外での感染拡大防止に努めました。

《中期経営計画に基づく課題への取組み》

当期よりスタートした第14次中期経営計画「NEXT STEP 2023 ～未来へ、つながる・超える～」のビジョンとして掲げる「金融機能の深化と地域金融の新たなモデル構築による、『カスタマー・エクスペリエンス』の向上」の実現に向け、4つの基本方針に基づき、各種施策に積極的に取り組みました。

【本中期経営計画の概要】



◇基本方針Ⅰ「お客さまに寄り添い共に進化し続けます」

基本方針Ⅰでは、既存業務をお客さま起点で進化させていくことで、お客さまや地域社会にとって真に価値あるサービスを提供しました。

個人のお客さまに対しては、「ライフデザインシステム」などを活用しながら、一人ひとりの生活に寄り添い、ライフイベントに沿った最適な提案を行いました。「『お客さま本位』の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）に関する方針」に基づく取組みを徹底したことで、昨年6月には株式会社格付投資情報センター（R&I）による「R&I顧客本位の投信販売会社評価」において、Sランクを取得することができました。

また、昨年11月に国立大学法人千葉大学と長寿社会のニーズ対応や課題解決を図る新たな枠組みとして、「人生100年時代・課題解決コンソーシアム」を創設したほか、今年1月に同大学医学部附属病院と「遺言を活用した遺贈に関する協定」を締結しました。

さらに、高齢者が抱える認知能力や判断能力の低下などに備えるため、昨年12月に家族と銀行が一体となって高齢者の財産管理をサポートする「ちばぎん財産管理信託～家族で安心みまもり信託～」の取扱いを開始しました。

法人のお客さまに対しては、将来にわたるパートナーとして、事業性評価に基づく融資や本業支援等にグループ一体となり取り組みました。なかでも、経営課題の解決に向けたコンサルティングサービスを行う「アドバイザー業務」やグループ会社であるちばぎんキャリアサービス株式会社をつうじて行う「人材紹介業務」などを強化しました。

また、地方創生に関しては、昨年9月に地方で働くことの魅力や千葉県内にある空き公共施設の活用方法を紹介する「地方創生オンラインセミナー」を開催したほか、今年3月には地域社会の発展や地域経済活性化等を目的として、東庄町と「地域活性化に関する包括連携協定」を締結しました。

◇基本方針Ⅱ「お客さまの未来のために新たな価値を創造し続けます」

基本方針Ⅱでは、将来を見据え、銀行の枠組みに捉われない新たなサービスの開発や事業領域の開拓を進めました。

なかでも、DX（デジタル・トランスフォーメーション）への取組みを重要課題と捉え、昨年4月にグループ全体のDX戦略の統括者としてグループCDTOを配置するとともに、頭取を委員長とする「デジタル推進委員会」を設置し、デジタル技術・情報資源を活用したお客さま向けサービスの創造や、RPAなどを活用した業務効率化などの検討を行い、スピード感をもって実施しました。

さらに、スマートフォン向けの「ちばぎんアプリ」のデザインや機能をリニューアルし、お客さまの利便性を大幅に向上させるとともに、事業者と当行をつなぎ、あらゆるサービスのハブとなる「ちばぎんビジネスポータル」の開発を進めました。加えて、地域のキャッシュレス化を一層促進するため、「TSUBASA ちばぎん VISA デビットカード」の取扱いを開始し、前年度に導入した「TSUBASAちばぎんキャッシュレス加盟店サービス」と合わせて、TSUBASAキャッシュレス決済プラットフォームの構築を進めました。

このほか、EC運営事業やクラウドファンディング運営事業、地域ブランド商品等の企画開発・販売事業など、お客さまに新たなサービスを提供するため、地域商社の設立準備を進めました。

◇基本方針Ⅲ「提携戦略を高度化します」

基本方針Ⅲでは、他行や異業種との連携を一層強化し、新たなサービスや事業の創出を進めました。

〔TSUBASAアライアンス〕では、昨年4月に琉球銀行、12月に群馬銀行が新たに加わり、10行体制となりました。また、7月に参加行の共同出資により〔TSUBASAアライアンス株式会社〕を設立し、10月にはマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に関する業務の知見やノウハウを共有し、効率化・高度化を進めていくため、同社内にAML（アンチ・マネー・ローンダリング）センターを開設しました。

〔千葉・武蔵野アライアンス〕は、今年3月に5周年を迎え、連携による効果額は当初目標100億円に対して、143億円となりました。今後の連携をさらに深化させていくため、デジタル領域における協業やバックオフィス業務などの共同化・共通化領域の拡大、人材交流の促進などを柱とする「千葉・武蔵野アライアンス新5か年計画」を策定しました。

〔千葉・横浜パートナーシップ〕では、シンジケートローンの組成や海外現地法人、非日系企業に対する協調融資など法人部門での連携に注力するとともに、個人の資産運用業務での連携を一層強化するため、保険商品の開発や資産運用キャンペーンを共同で行いました。また、昨年10月にSDGsを自社の経営に活かしたいと考える事業者向けの融資制度として、「ちばぎんSDGsフレンズローン」を共同開発しました。

◇基本方針Ⅳ「サステナブルな経営を実現します」

基本方針Ⅳでは、将来の環境変化にも揺るがない、サステナブルな経営を実現するため、各種取組みを進めました。

業務の生産性を高めるため、ペーパーレス・印鑑レスをはじめ、営業店や本部の業務効率化を一層推進しました。営業店においては、窓口受付システム〔TSUBASA Smile〕の活用を促進するとともに、リモート端末の活用や店内事務の本部集約などにより業務の合理化を進めました。また、本部においては、昨年9月に完成した新本店ビルに、「働きやすさ」「コミュニケーションの創造」などをコンセプトとしたワークプレイスや、デジタル化などに対応した最新設備を導入するとともに、全職員にテレワークが可能なタブレット端末を配付することにより、効率的かつ柔軟な働き方を実現しました。

また、「ちばぎんグループサステナビリティ方針」のもと、ESG（環境・社会・ガバナンス）課題への取組みを積極的に進めており、「ちばぎんグループSDGs宣言」にて特定した5つのマテリアリティに基づき、グループ一体となって、事業活動をつうじた社会課題の解決に貢献する取組みを進めました。

▶「環境」への取組み

「環境」においては、前年度に賛同表明したTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に基づき、気候変動関連の財務情報開示を適切に行いました。

また、昨年5月に融資に取り組むことが環境・社会に対して大きな影響を与えると考えられるセクターへの与信上の取組姿勢を明文化した「融資ポリシー」を公表するとともに、11月には環境保全に対する当行グループの取組姿勢を明文化した「ちばぎんグループ環境方針」を制定しました。このほか、大型バイオマス発電事業に対し、プロジェクトファイナンスを組成するなど「脱炭素」に向け、サステナブル・ファイナンスの取組みを強化しました。

▶「社会」への取組み

「社会」においては、昨年11月に人権尊重に対する当行グループの取組姿勢を明文化した「ちばぎんグループ人権方針」を制定しました。

また、新たな発想を生み出す企業風土を醸成するため、ダイバーシティの推進にも積極的に取り組みました。意欲のある女性が活躍できるよう職域の拡大やキャリア意識向上に取り組むとともに、男性も女性も「働きやすく、働きがいのある」職場づくりを目指して環境整備を進めました。

こうした取組みの結果、経済産業省・東京証券取引所が女性活躍推進に優れた企業を評価する「なでしこ銘柄」に4年連続で選定されるとともに、地域における女性活躍推進プロジェクト「輝く女性の活躍を加速するちばのリーダーの会」への参画が、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の「令和2年度 地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」に選定されました。このほか、「2021 J-Winダイバーシティ・アワード」において、地方銀行として初めてアドバンス部門の大賞を受賞しました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の最前線に対応にあたっている医療機関などを支援するため、「医療応援私募債」の取扱いを開始したほか、生活に困難を抱えた方への支援等を行うため、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会及びフードバンクちばと「食品提供等に関する包括連携協定」を締結しました。

▶「ガバナンス」への取組み

「ガバナンス」においては、社外取締役3名を含む8名の取締役からなる取締役会が経営方針やその他重要な業務執行を決定するとともに、業務執行の監督を適切に行いました。

また、グループCEOによる全体統括のもと、グループチーフオフィサーを所管分野の責任者として配置することにより、グループを統合的に管理しました。さらに、取締役会の実効性評価については、各取締役・監査役に対してアンケートを実施し、定量面・定性面から受けた評価結果に基づき改善を図るとともに、「指名・報酬・経営諮問委員会」において役員報酬制度の見直しについての検討を進めたほか、株主の皆さまとの建設的な対話に向け、IR活動などをつうじて積極的な情報開示に努めました。

このような活動により、当期につきましては、次のような成果を取めることができました。この間のお客さま並びに株主の皆さまのご支援に厚くお礼申し上げます。

預金等

預金につきましては、個人預金が前期末比7,384億円増加したことなどにより、期末残高は前期末比1兆3,155億円増加し、14兆1,045億円となりました。また、投資信託のお預かり残高は、前期末比628億円増加し、2,963億円となりました。

貸出金

貸出金につきましては、お客さまのお借入のニーズに積極的にお応えしたことから、期末残高は前期末比5,899億円増加し、11兆2,064億円となりました。

特定取引

特定取引資産につきましては、期末残高は前期末比2,554億円減少し、1,573億円、また特定取引負債は、前期末比88億円減少し、167億円となりました。

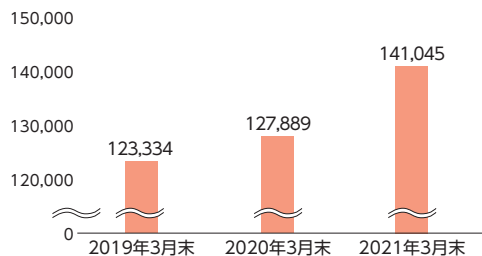
有価証券

有価証券につきましては、期末残高は前期末比2,768億円増加し、2兆3,806億円となりました。

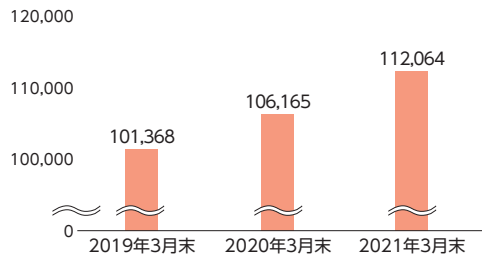
損益状況

損益につきましては、預金及び貸出金の増強などにより、収益力の向上を図りました。この結果、経常利益は642億37百万円、当期純利益は456億98百万円となりました。また、連結の経常利益は718億19百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は496億41百万円となりました。

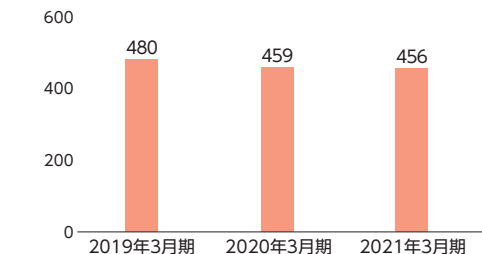
預金の状況 (億円)



貸出金の状況 (億円)



当期純利益の状況 (億円)



店舗

店舗につきましては、昨年4月にエリア内の店舗ネットワークを活用しながらお客さまにより質の高いサービスを提供するため、安房地区の営業店を統括する「館山エリア営業部」を新設したほか、大規模自然災害の発生など有事の際も金融サービスを提供できるよう移動店舗車を導入しました。当期末の営業所数は、本店のほか164支店（うち仮想店舗3か店）、16出張所、5特別出張所の合計186か店、店舗外現金自動設備は49,781か所（うち自行の店舗外現金自動設備は300か所、セブン銀行との提携による共同ATMは23,820か所、イーネットとの提携による共同ATMは12,213か所、ローソン銀行との提携による共同ATMは13,448か所）となりました。このほかでは、両替出張所3か所、海外駐在員事務所3か所となっております。

④ 当行の対処すべき課題

わが国経済は、少子高齢化の進展に加えて、依然として収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の影響により、先行きが不透明な状況が続いています。長期化する感染症の影響を受けているお客さまに対して、円滑な資金対応をはじめ、デジタル化を含むさまざまな経営課題の解決に向けたサポートを強化してまいります。

当行グループが果たすべき使命は、「お客さまや地域社会のパートナーとして最新の金融サービスを提供し、地域経済の持続的な発展に貢献する」ことであるとの認識のもと、第14次中期経営計画「NEXT STEP 2023 ～未来へ、つながる・超える～」で掲げた4つの基本方針に基づき、各種施策を着実に実行してまいります。

なかでも、「DX」や「ESG」への取組みについては、優先的に取り組む重要な課題と捉えており、グループチーフオフィサーによる組織横断的な管理のもと、グループ一体となった取組みを強化してまいります。

《DXへの取組》

新型コロナウイルス感染症の拡大などを背景として社会全体でデジタル化が進展し、経営環境が大きく変化するなか、DXへの取組みは一層重要性が高まっています。こうした認識のもと、既に進めている「ビジネスモデルの変革」「ワークスタイルの変革」に「人事戦略の変革」を加え、DX人材の育成・確保など、DX戦略をさらに加速させてまいります。

《ESGへの取組み》

重要性が高まっているESGへの取組みについては、「ちばぎんグループサステナビリティ方針」のもと、グループ一体となり主体的に進めることで、地域の持続的な成長を目指してまいります。なかでも、「脱炭素」に向け、サステナブル・ファイナンスの取組みを一層強化するなど、気候変動対策を含む環境保全への取組みを積極的に進めてまいります。

引き続き、お客さま、株主の皆さま、地域社会の方々などのご期待にお応えできるよう最大限の努力を尽くす所存でございます。株主の皆さまにおかれましても、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	12,017,034	12,333,421	12,788,913	14,104,504
定期性預金	3,528,453	3,464,506	3,369,894	3,444,087
その他	8,488,580	8,868,915	9,419,018	10,660,417
社 債	113,714	116,578	115,229	83,160
貸 出 金	9,816,065	10,136,875	10,616,525	11,206,449
個人向け	3,572,897	3,701,369	3,792,870	3,899,060
中小企業向け	4,422,593	4,600,991	4,857,155	5,200,709
その他	1,820,574	1,834,515	1,966,499	2,106,679
特定取引資産 (トレーディング資産)	121,585	188,088	412,833	157,387
特定取引負債 (トレーディング負債)	12,632	22,216	25,641	16,792
有 価 証 券	2,156,704	2,082,715	2,103,737	2,380,625
国 債	452,069	263,875	170,936	187,008
その他	1,704,635	1,818,839	1,932,801	2,193,616
総 資 産	14,303,698	14,891,602	15,537,059	17,795,820
内 国 為 替 取 扱 高	69,622,685	70,579,791	72,002,112	71,610,148
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 4,091	百万ドル 4,689	百万ドル 4,961	百万ドル 4,767
経 常 利 益	70,607	67,051	67,872	64,237
当 期 純 利 益	49,655	48,006	45,937	45,698
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	62円75銭	62円10銭	61円20銭	61円51銭
信 託 財 産	1,180	2,578	2,964	3,898
信 託 報 酬	16	23	8	23

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	234,096	238,616	242,982	232,940
経常利益	78,484	72,467	72,617	71,819
親会社株主に帰属する当期純利益	53,796	50,478	48,037	49,641
純資産額	943,236	952,267	929,334	1,041,756
総資産	14,381,815	14,964,129	15,609,936	17,898,168

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

3 使用人の状況

	当年度末
使用人数	4,168人
平均年齢	39年3月
平均勤続年数	15年10月
平均給与月額	431千円

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、執行役員10人及び臨時雇員並びに嘱託を含んでおりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

4 営業所等の状況

イ. 営業所数

			当年度末	
			店	うち出張所
千	葉	県	160	(19)
東	京	都	15	(1)
埼	玉	県	3	(—)
茨	城	県	4	(1)
大	阪	府	1	(—)
国	内	計	183	(21)
米		州	1	(—)
欧		州	1	(—)
ア	ジ	ア	1	(—)
海	外	計	3	(—)
合		計	186	(21)

(注) 上記のほか、両替出張所、海外駐在員事務所及び店舗外現金自動設備を以下のとおり設置しております。

		当年度末
両	替出張所 (成田空港)	3か所
海	外駐在員事務所	3か所
店	舗外現金自動設備	49,781か所

□. 当年度新設営業所

当年度において、新設した営業所はありません。

(注) 当年度において、次のとおり店舗外現金自動設備の新設・廃止を行いました。

○店舗外現金自動設備の新設

成田支店国際医療福祉大学成田病院出張所	(成田市畑ヶ田)	
柏支店柏駅東口出張所	(柏市柏)	
セブン銀行との提携による共同ATM		923か所
イーネットとの提携による共同ATM		132か所
ローソン銀行との提携による共同ATM		417か所

○店舗外現金自動設備の廃止

船橋支店イケア船橋出張所	(船橋市浜町)	
五井支店JR五井駅東口出張所	(市原市五井)	
佐原支店大栄支所出張所	(成田市松子)	
成田支店成田国際空港警備隊出張所	(成田市三里塚)	
東金支店千葉県警察学校出張所	(東金市土農田)	
セブン銀行との提携による共同ATM		492か所
イーネットとの提携による共同ATM		268か所
ローソン銀行との提携による共同ATM		299か所

ハ. 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社 武蔵野銀行	武蔵野銀行池袋支店 東京都豊島区東池袋一丁目24番1号 (ニッセイ池袋ビル11階)	普通銀行

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社 武蔵野銀行

5 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	40,395
---------	--------

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
本部棟他	32,730
ソフトウェア	3,803
営業店施設	393

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

6 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社総武	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	千葉銀行用店舗・厚生 施設の賃貸、保守、管理 及び調度品・消耗品等 の調達、販売業務	百万円 20	% 100.00	—
ちばぎんキャリア サービス株式会社	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	経理総務関連業務、 職業紹介業務	20	100.00	—
ちば債権回収株式会社	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	債権管理回収業務	500	100.00	—
ちばぎんハートフル 株式会社	千葉県美浜区真砂 四丁目1番10号	千葉銀行の事務代行 業務	10	100.00	—
ちばぎん証券株式会社	千葉市中央区中央 二丁目5番1号	証券業務	4,374	100.00	—
ちばぎん保証株式会社	千葉市稲毛区稲毛東 三丁目17番5号	住宅ローン等に係る 信用保証業務	54	45.63	—
ちばぎんジェーシー ビーカード株式会社	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	クレジットカード業務、 信用保証業務	50	49.00	—
ちばぎんディーシー カード株式会社	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	クレジットカード業務、 信用保証業務	50	40.00	—
ちばぎんリース 株式会社	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	リース業務	100	49.00	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 上記9社は、連結子会社及び子法人等であります。また、その他の持分法適用会社は5社であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 当行、株式会社千葉興業銀行、株式会社京葉銀行、6信用金庫、農林中央金庫、千葉県内17農業協同組合、中央労働金庫及び千葉県内3信用組合の提携により、C-NETシステム（共同資金決済システム）の相互利用によるC-NET代金回収サービスの提供を行っております。
5. 株式会社イーネット（銀行50行、他14社、合計64社の共同出資会社）との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
7. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
8. 株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
9. 株式会社第四銀行、株式会社中国銀行、株式会社北洋銀行、株式会社東邦銀行及び日本アイ・ビー・エム株式会社との間で、「基幹系システムの共同化に係わる基本合意書」を締結しております。
10. 株式会社第四銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社北越銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行及び株式会社群馬銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。なお、株式会社第四銀行と株式会社北越銀行は合併により、2021年1月1日付で商号を株式会社第四北越銀行に変更しております。
11. 株式会社武蔵野銀行との間で、業務及び資本の提携に関して「包括提携契約書」（千葉・武蔵野アライアンス）を締結しております。
12. 株式会社横浜銀行との間で、業務提携に関する「基本合意書」（千葉・横浜パートナーシップ）を締結しております。

7 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

8 その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐久間 英 利	取締役頭取（代表取締役）		
稲 村 幸 仁	取締役副頭取（代表取締役） 人材育成部、ダイバーシティ推進部、 秘書室担当		
米 本 努	取締役専務執行役員 企画本部長 経営企画部、広報部、新本部棟準備室、 経営管理部担当		
篠 崎 忠 義	取締役専務執行役員 営業本部長 営業企画部、法人営業部、 地方創生部、信託コンサルティング部、 ローン営業部、カード事業部、営業支援部、 市場営業部、市場業務部担当		
高 津 典 生	取締役常務執行役員 オペレーション本部長 事務企画部、システム部、業務集中部、 事務サービス部担当		
田 島 優 子	取締役（社外取締役）	株式会社九州フィナンシャルグループ 監査役（社外監査役） 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 監査役（社外監査役）	
高 山 靖 子	取締役（社外取締役）	三菱商事株式会社監査役（社外監査役） 横河電機株式会社監査役（社外監査役） コスモエネルギーホールディングス株式会社 取締役監査等委員（社外取締役）	
木 内 登 英	取締役（社外取締役）		

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
飯嶋大三	常勤監査役		
坂本友彦	常勤監査役(社外監査役)		
石原一彦	常勤監査役(社外監査役)		
福島一嘉	監査役		(注3)
吉田雅一	監査役(社外監査役)		

- (注) 1. 2020年6月26日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって、取締役常務執行役員若林純也、取締役横田尤孝は辞任しております。また、監査役吉田雅一は2021年3月31日をもって辞任しております。
2. 当行は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役田島優子、高山靖子、木内登英及び監査役坂本友彦、石原一彦、吉田雅一を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 監査役福島一嘉は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(ご参考) 当行は、執行役員制度を採用しております。執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。
(年度末現在)

氏名	地位及び担当
戸塚有彦	常務執行役員 審査担当 企業サポート部、ローンサポート部担当
細貝隆之	常務執行役員 市場担当 市場営業部、市場業務部担当
関 浩	常務執行役員 管理本部長 コンプライアンス・リスク統括部、品質管理部担当
石井俊一	常務執行役員 新本部棟準備室長兼経営管理部長
山崎清美	常務執行役員 本店営業部長兼本店営業部幸町特別出張所長
高山一佳	常務執行役員 国内営業担当 営業支援部担当
宮城和彦	常務執行役員 国内営業担当 営業企画部、法人営業部、地方創生部、信託コンサルティング部、 ローン営業部、カード事業部担当

(年度末現在)

氏名	地位及び担当
福尾博永	執行役員 人材育成部長
片山雄一	執行役員 システム部長
淡路睦	執行役員 法人営業部長
植松克則	執行役員 東京営業部長
小野雅康	執行役員 新事業担当
小高信和	執行役員 経営企画部長
西村祐介	執行役員 中央支店長兼京成駅前支店長
俣木洋一	執行役員 カード事業部長
嶋田陽一	執行役員 営業支援部長
中山登紀子	執行役員 ローン営業部長

(注) 常務執行役員細貝隆之、関浩、石井俊一、執行役員片山雄一、植松克則、小野雅康、嶋田陽一は2021年3月31日をもって辞任しております。

2 会社役員に対する報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬・経営諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬・経営諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当行の取締役の報酬は、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会が定める報酬規程に基づき、取締役会において決定することを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、固定報酬のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行の取締役の基本報酬は、月例の役位別固定報酬とし、役位別固定報酬は、役位毎の責任の重さに応じて支給するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行は金融機関としての健全性を重視する観点から、業績連動報酬等は導入していないが、株主目線での経営強化、業績向上に資する役員報酬制度について、指名・報酬・経営諮問委員会で適宜検討を行う。非金銭報酬等は、当行株価と取締役の報酬の連動性を強め、企業価値向上に対する貢献意欲や株主重視の経営意識を高めるため、株式型報酬ストック・オプション制度を導入しており、毎年一定の時期に支給する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の役員報酬制度や種類別の報酬割合については、当行と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参考にし、適宜、環境の変化に応じて、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役頭取）は指名・報酬・経営諮問委員会の審議の内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：非金銭報酬等＝80：20とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役頭取がその具体的内容について委任を受け評価配分する。取締役会は、当該権限が代表取締役頭取によって適切に行使されるよう、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、審議の内容を尊重し決定しなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名・報酬・経営諮問委員会でその審議を踏まえ、取締役会で決議する。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役	10人	351	287	—	63
監 査 役	6人	105	105	—	—
計	16人	456	393	—	63

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上表には、2020年6月26日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名および2021年3月31日をもって辞任した監査役1名を含んでおります。
 3. 業績連動報酬等は導入しておりません。
 4. 非金銭報酬等の内容はストック・オプションとしての新株予約権であり、割当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
 5. 取締役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第104期定時株主総会において、年額560百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役は9名です。
 また、金銭報酬とは別枠で、2010年6月29日開催の第104期定時株主総会において、株式報酬の額として年額140百万円以内、新株予約権の上限個数を年5,000個以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役は9名です。
 6. 監査役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第104期定時株主総会において、年額150百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役は5名です。なお、当行の監査役の報酬につきましては、独立性を確保するため、全額固定報酬とし、報酬額は監査役の協議により決定しております。
 7. 取締役会は、代表取締役頭取に対し各取締役の基本報酬及び非金銭報酬等の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当行全体の業績等を勘案して各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬・経営諮問委員会がその妥当性について確認しております。

3 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
田島優子	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
高山靖子	
木内登英	
坂本友彦	
石原一彦	
吉田雅一	

4 補償契約

該当事項はありません。

5 役員等賠償責任保険契約に関する事項

会社法の一部を改正する法律の施行の日（2021年3月1日）以降に新たに契約した役員等賠償責任保険契約はありません。

3. 社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	当行と当該兼職先との関係
田島優子	株式会社九州フィナンシャルグループ 監査役（社外監査役）	開示すべき関係はありません。
	東京海上日動あんしん生命保険株式会社 監査役（社外監査役）	当行と同社グループは相互に資本出資があるほか、通常の営業取引関係にあります。
高山靖子	三菱商事株式会社監査役（社外監査役）	当行と同社は通常の営業取引関係にあります。
	横河電機株式会社監査役（社外監査役）	開示すべき関係はありません。
	コスモエネルギーホールディングス株式会社 取締役監査等委員（社外取締役）	当行と同社は通常の営業取引関係にあります。

(注) 上記の資本出資につきましては、全て議決権保有割合1%未満であります。

2 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
田島優子	5年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに出席しております。	法律及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。特に、「お客さま本位」の業務運営に関する発言を行ったほか、女性活躍推進に関する幅広い知見を基に適宜発言を行い、適切な意見を表明しております。
高山靖子	5年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに出席しております。	経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。特に、サステナビリティ経営に関する幅広い知見を基に適宜発言を行ったほか、指名・報酬・経営諮問委員会では、コーポレート・ガバナンスに関する観点から、適切な意見を表明しております。
木内登英	9か月	当期の在任期間中に開催した取締役会13回すべてに出席しております。	金融経済及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。特に、エコノミストとしての幅広い知見を基に、日本経済の動向等について適宜発言を行ったほか、それを踏まえた営業戦略に関する適切な意見を表明しております。
坂本友彦	3年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに、また監査役会14回すべてに出席しております。	金融（財務・会計を含む）及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
石原一彦	3年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに、また監査役会14回すべてに出席しております。	金融（財務・会計を含む）及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
吉田雅一	1年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに、また監査役会14回すべてに出席しております。	千葉県行政及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第28条の規程に基づき、取締役会決議があったものとみなされる書面決議が1回ありました。
2. 監査役吉田雅一は2021年3月31日をもって辞任しております。

3 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7人	104	—

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2020年6月26日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役1名および2021年3月31日をもって辞任した監査役1名を含んでおります。

4 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

1 株式数	発行可能株式総数 発行済株式の総数	2,500,000千株 815,521千株
--------------	----------------------	--------------------------

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2 当年度末株主数	33,026名
------------------	---------

3 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	千株 68,577	% 9.23
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	33,344	4.48
日本生命保険相互会社	26,870	3.61
第一生命保険株式会社	26,230	3.53
損害保険ジャパン株式会社	18,537	2.49
明治安田生命保険相互会社	18,291	2.46
住友生命保険相互会社	17,842	2.40
株式会社三菱UFJ銀行	17,707	2.38
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 2 2 3	14,507	1.95
株式会社日本カストディ銀行(信託口7)	11,195	1.50

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数(72,602千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

4 役員保有株式

該当事項はありません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

1 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く。)	① 名称：株式会社千葉銀行 第1回新株予約権 ② 新株予約権の数：413個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 41,300株 ④ 新株予約権の行使期間：2010年7月21日から2040年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	1人
	① 名称：株式会社千葉銀行 第2回新株予約権 ② 新株予約権の数：442個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 44,200株 ④ 新株予約権の行使期間：2011年7月21日から2041年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	1人
	① 名称：株式会社千葉銀行 第3回新株予約権 ② 新株予約権の数：468個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 46,800株 ④ 新株予約権の行使期間：2012年7月21日から2042年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	1人
	① 名称：株式会社千葉銀行 第4回新株予約権 ② 新株予約権の数：283個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 28,300株 ④ 新株予約権の行使期間：2013年7月20日から2043年7月19日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	1人
	① 名称：株式会社千葉銀行 第5回新株予約権 ② 新株予約権の数：287個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 28,700株 ④ 新株予約権の行使期間：2014年7月19日から2044年7月18日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	1人
	① 名称：株式会社千葉銀行 第6回新株予約権 ② 新株予約権の数：342個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 34,200株 ④ 新株予約権の行使期間：2015年7月18日から2045年7月17日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	3人
	① 名称：株式会社千葉銀行 第7回新株予約権 ② 新株予約権の数：879個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 87,900株 ④ 新株予約権の行使期間：2016年7月21日から2046年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	4人
	① 名称：株式会社千葉銀行 第8回新株予約権 ② 新株予約権の数：725個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 72,500株 ④ 新株予約権の行使期間：2017年7月21日から2047年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	5人

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く。)	① 名称：株式会社千葉銀行 第9回新株予約権 ② 新株予約権の数：820個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 82,000株 ④ 新株予約権の行使期間：2018年7月21日から2048年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	5人
	① 名称：株式会社千葉銀行 第10回新株予約権 ② 新株予約権の数：1,265個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 126,500株 ④ 新株予約権の行使期間：2019年7月20日から2049年7月19日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	5人
	① 名称：株式会社千葉銀行 第11回新株予約権 ② 新株予約権の数：1,348個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 134,800株 ④ 新株予約権の行使期間：2020年7月21日から2050年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	5人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

2 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
執行役員	① 名称：株式会社千葉銀行 第11回新株予約権 ② 新株予約権の数：2,457個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 245,700株 ④ 新株予約権の行使期間：2020年7月21日から2050年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	16人
使用人	—	—
子会社及び子法人等の 会社役員及び使用人	—	—

6. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY 新日本有限責任監査法人	83	(注2) (注3) (注4)
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三浦 昇		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 暢子		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央		

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、財務に関する相談業務等であります。
なお、当該業務に係る報酬等は6百万円であります。
4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は110百万円であります。
5. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2 責任限定契約

該当事項はありません。

3 補償契約

該当事項はありません。

4 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

ロ. 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実 該当事項はありません。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

1 業務の適正を確保する体制の整備についての決議の内容

当行は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ。「千葉銀行の企業倫理」や「行動指針」を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、役職員の行動指針を明確にするとともに、具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を通じ、その徹底を図る。
ロ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断する。
ハ. コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンス統括部署を定める等、コンプライアンス体制を整備する。
ニ. コンプライアンス充実のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を定期的に策定して、これを実施する。
ホ. 取締役会は、コンプライアンスに関する重要事項の決定を行うとともに、定期的にコンプライアンスに関する報告を受ける。
ヘ. 監査役及び業務執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行う。
ト. 役職員の法令違反等に関する通報を職員等から直接受け付ける内部通報制度を整備し、制度に基づいて通報を行った職員等に不利益な取扱いを行わないようにするなど適切な運用を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令の定めによるほか、行内規程により議事録・稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ。「リスク管理の基本方針」及び各種リスク管理規程を定め、各種リスクの管理部署及び当行全体のリスクの統合管理部署を明確にする等、リスク管理体制を整備する。
ロ. 取締役会は、リスク管理に関する重要事項の決定を行うとともに、定期的にリスク管理に関する報告を受ける。
ハ. 監査役及び内部監査部署は、リスク管理体制の有効性及び適切性等、リスク管理に関する監査を行う。

-
- 二. 大規模災害、大規模システム障害等、不測の事態を想定した危機管理計画を策定し、必要に応じて訓練を実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会において中期経営計画・営業施策等重要な職務の執行を決定するとともに、その進捗等について報告を受ける。
- ロ. 取締役会決議により定める取締役及び執行役員にて構成する「経営会議」において、取締役の職務の執行に関する事項を幅広く協議する。
- ハ. 執行役員制度の採用により、意思決定及び取締役の監督機能と、業務執行機能を分離し、意思決定及び業務執行の迅速化・効率化を図る。
- 二. 取締役の職務の執行については、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等において執行権限・執行手続等を定め、効率的な業務運営を図る。
- ⑤ 当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当行及びその子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するため、当行は子会社各社（以下「各社」という。）に対し、必要に応じて取締役及び監査役を派遣し、一体的な管理体制を整備する。
- ロ. 各社は、当行のコンプライアンス規程、各種リスク管理規程等に準じて諸規程を定めるとともに、各社のコンプライアンスやリスク管理を当行の管理部署が統括する体制とし、さらに、当行の内部監査部署が各社の内部監査を実施して、当行グループ全体の業務の適正を確保する。
- ハ. 各社の重要な業務執行にあたっては、当行へ適時・適切に協議・報告を行う体制とするとともに、当行と各社の役員が定期的に意見交換を行い、当行グループの経営課題について情報を共有化する。
- 二. 当行及び各社は、相互に不利益を与えないよう銀行法の定めるアームズレングスルールを遵守する。
- ホ. 当行及び各社は、財務報告に係る内部統制規程を制定するとともに、内部統制統括部署を定める等、財務報告の信頼性確保のための体制を整備する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 執行部門から独立した組織として監査役室を設置する。
- ロ. 監査役の指揮命令のもとで監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を監査役室に配属する。
- ハ. 監査役補助者は業務執行に係る役職を兼務しないこととするとともに、人事異動等については、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。

□. 前記に関わらず、監査役会は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会ほか重要会議への出席、内部監査部署・会計監査人との連携等を通じ、監査役の監査の実効性を確保する。

□. 代表取締役は監査役と定期的に意見交換を行い、相互認識と信頼関係を維持する。

ハ. 監査役の職務の執行に必要な費用は、監査役の請求に応じて当行が負担する。

2 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当事業年度における当行の業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行

当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「コーポレート・ガバナンスに関する方針」を公表しております。業務執行に関する意思決定のスピードアップ、部室間の連携向上を図るために導入した、「営業本部」「企画本部」「管理本部」「オペレーション本部」の4本部制を2021年4月に廃止し、グループチーフオフィサー（CxO）を中心としたグループ一体経営に向けてスリムな経営態勢に移行することを決定いたしました。「定時取締役会」を12回、「臨時取締役会」を5回開催し、DX戦略やサステナビリティ経営等に関する重要な業務執行の決定を行うとともに、中期経営計画の進捗状況報告などを通じて、取締役の職務執行の監督を適切に行っております。その他、取締役会において指名された取締役及び執行役員で構成される「経営会議」を合計46回開催し、取締役の職務の執行に関する事項を幅広く協議しております。（基本方針①、②、③、④）

② リスク管理体制

「ALM委員会」を11回、「信用リスク管理委員会」を4回、「オペレーショナル・リスク管理委員会」を2回開催し、リスク毎の対応方針を協議いたしましたほか、四半期毎に「統合リスク管理の状況」、半期毎に「市場・流動性リスクの状況」、「信用リスクの状況」等を取締役会へ報告いたしました。

また、サイバー攻撃の発生状況と対策強化、およびサイバー攻撃に係る管理体制等について、定期的に取り締り役会へ報告するとともに、危機的な事態の発生を想定した対策本部立上げ訓練や重要業務取扱訓練等を実施した他、業務継続の確実性、職員の安全を考慮し、大規模災害時の出勤体制の見直しを行いました。その他、新型コロナウイルスへの対応状況、業務継続対策等について取締役会などへ報告するなど、適切に対応いたしました。（基本方針③イ、ロ、二）

③ コンプライアンス体制

「コンプライアンス・プログラム」を取締り役会で策定いたしましたほか、「コンプライアンス委員会」を11回開催し、同プログラムの実施状況やコンプライアンス違反に係る真因分析にもとづく再発防止策の検討、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一層の高度化に向けた実施状況などについて、都度審議を行い、重要な事項を取締り役会へ報告いたしました。また、行内外に内部通報窓口を設置し、態勢を強化するとともに、通報者保護ルールを適切に運用いたしました。（基本方針①イ〜ホ、ト）

④ 当行グループにおける業務の適正の確保

グループCEOによる全体統括のもと、グループチーフオフィサー（CxO）を所管分野の責任者として配置することで、グループ横断的な経営管理体制としております。また、グループ各社を所管する担当役員の配置や、監査役の派遣、当行の管理部署による各社のコンプライアンスやリスク管理の統括、当行の内部監査部署による各社への内部監査の実施等により、当行グループにおける業務の適正の確保に努めております。なお、グループ会社のコンプライアンス・リスク管理態勢の高度化を図るため、コンプライアンス・リスク統括部に、グループ会社全体の管理面を統括するグループ会社管理グループを新設いたしました。さらに、各社の重要な業務執行について、当行へ適時・適切に協議・報告を受けたほか、「グループ統括委員会」を開催し、各社の経営状況や諸課題を把握しました。その他、社外取締役とグループ会社社長の意見交換会を個別に行うなど、管理・支援の強化に取組みました。（基本方針

⑤）

⑤ 監査役監査の実効性の確保

監査役会設置会社の形態を採用し、監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、重要書類の閲覧、本部・支店への往査、取締役・部長へのヒアリング、グループ監査役会議等を通じ、客観的・合理的な監査を実施いたしました。また、監査役は、代表取締役及び社外取締役と定期的に意見交換を行っているほか、内部監査部署、会計監査人と十分な連携を確保しております。なお、監査役による監査等の業務や監査役会の運営を円滑に行うため、監査役の執務室内に監査役スタッフを配置していましたが、業務執行者からの独立性を一層高めるため監査役室を新設し、監査役室長がこれらの役割を担う態勢としたため、一層迅速な報告、連絡及び緊密な連携が図られております。（基本方針①へ、③八、

⑥、⑦、⑧）

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

① 責任限定契約

該当事項はありません。

② 補償契約

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

計算書類等

■ 第115期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
現金預け金	3,609,203
現金	80,164
預け金	3,529,039
コールローン	81,039
買現先勘定	19,999
買入金銭債権	10,120
特定取引資産	157,387
商品有価証券	6,467
特定金融派生商品	20,241
その他の特定取引資産	130,678
金銭の信託	12,147
有価証券	2,380,625
国債	187,008
地方債	374,191
社債	467,959
株式	254,688
その他の証券	1,096,777
貸出金	11,206,449
割引手形	8,394
手形貸付	146,944
証書貸付	10,258,840
当座貸越	792,270
外国為替	6,725
外国他店預け	5,978
取立外国為替	747
その他資産	166,114
前払費用	1,013
未収収益	12,439
先物取引差入証拠金	3,514
先物取引差金勘定	6
金融派生商品	46,160
金融商品等差入担保金	85,957
その他の資産	17,022
有形固定資産	121,234
建物	53,597
土地	59,409
建設仮勘定	1,293
その他の有形固定資産	6,933
無形固定資産	14,129
ソフトウェア	11,260
その他の無形固定資産	2,869
前払年金費用	10,398
支払承諾見返	25,125
貸倒引当金	△24,882
資産の部合計	17,795,820

科 目	金 額
負債の部	
預金	14,104,504
当座預金	301,141
普通預金	9,843,916
貯蓄預金	278,563
通知預金	5,305
定期預金	3,444,087
その他の預金	231,489
譲渡性預金	509,450
コールマネー	463,298
売現先勘定	10,792
債券貸借取引受入担保金	279,072
特定取引負債	16,792
商品有価証券派生商品	4
特定金融派生商品	16,788
借入金	1,185,635
借入金	1,185,635
外国為替	505
売渡外国為替	135
未払外国為替	369
社債	83,160
信託勘定借	3,743
その他負債	110,185
未決済為替借	5
未払法人税等	9,716
未払費用	8,176
前受収益	2,465
金融派生商品	61,899
金融商品等受入担保金	953
資産除去債務	183
その他の負債	26,784
睡眠預金払戻損失引当金	1,140
ポイント引当金	328
繰延税金負債	29,493
再評価に係る繰延税金負債	10,470
支払承諾	25,125
負債の部合計	16,833,700
純資産の部	
資本金	145,069
資本剰余金	122,134
資本準備金	122,134
利益剰余金	612,593
利益準備金	50,930
その他利益剰余金	561,663
固定資産圧縮積立金	351
別途積立金	510,971
繰越利益剰余金	50,340
自己株式	△49,121
株主資本合計	830,674
その他有価証券評価差額金	126,647
繰延ヘッジ損益	△5,762
土地再評価差額金	9,931
評価・換算差額等合計	130,816
新株予約権	628
純資産の部合計	962,119
負債及び純資産の部合計	17,795,820

■ 第115期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		199,206
資金運用収益	137,128	
貸出金利息	103,339	
有価証券利息配当金	31,971	
コールローン利息	353	
買現先利息	1	
債券貸借取引受入利息	0	
預け金利息	1,397	
その他の受入利息	66	
信託報酬	23	
役務取引等収益	45,013	
受入為替手数料	8,136	
その他の役務収益	36,876	
特定取引収益	1,763	
商品有価証券収益	256	
特定金融派生商品収益	1,420	
その他の特定取引収益	86	
その他業務収益	6,034	
外国為替売買益	3,890	
国債等債券売却益	2,129	
金融派生商品収益	0	
その他の業務収益	13	
その他経常収益	9,242	
償却債権取立益	1,200	
株式等売却益	6,435	
金銭の信託運用益	173	
その他の経常収益	1,432	
経常費用		134,968
資金調達費用	12,548	
預金利息	1,524	
譲渡性預金利息	828	
コールマネー利息	△134	
売現先利息	101	
債券貸借取引支払利息	382	
借入金利息	803	
社債利息	1,483	
金利スワップ支払利息	7,404	
その他の支払利息	152	
役務取引等費用	18,865	
支払為替手数料	1,560	
その他の役務費用	17,304	
その他業務費用	2,506	
国債等債券売却損	2,444	
国債等債券償却	61	
営業経費	87,415	
その他経常費用	13,632	
貸倒引当金繰入額	3,816	
貸出金償却	7,033	
株式等売却損	114	
株式等償却	501	
その他の経常費用	2,166	
経常利益		64,237

(単位：百万円)

科 目	金 額	
特別利益		2
固定資産処分益	2	
特別損失		317
固定資産処分損	109	
減損損失	208	
税引前当期純利益		63,922
法人税、住民税及び事業税	19,464	
法人税等調整額	△1,240	
法人税等合計		18,223
当期純利益		45,698

■ 第115期末 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
現金預け金	3,615,356
コールローン及び買入手形	81,039
買現先勘定	19,999
買入金銭債権	20,600
特定取引資産	157,955
金銭の信託	21,647
有価証券	2,401,246
貸出金	11,166,329
外国為替	6,725
その他資産	248,729
有形固定資産	126,881
建物	54,643
土地	62,235
建設仮勘定	2,165
その他の有形固定資産	7,836
無形固定資産	14,447
ソフトウェア	11,580
その他の無形固定資産	2,867
退職給付に係る資産	13,662
繰延税金資産	4,015
支払承諾見返	32,388
貸倒引当金	△32,855
資産の部合計	17,898,168

科 目	金 額
負債の部	
預金	14,087,833
譲渡性預金	455,450
コールマネー及び売渡手形	463,298
売現先勘定	10,792
債券貸借取引受入担保金	279,072
特定取引負債	16,792
借入金	1,198,092
外国為替	505
社債	83,160
信託勘定借	3,743
その他負債	177,239
退職給付に係る負債	727
役員退職慰労引当金	190
睡眠預金払戻損失引当金	1,140
ポイント引当金	634
特別法上の引当金	21
繰延税金負債	34,858
再評価に係る繰延税金負債	10,470
支払承諾	32,388
負債の部合計	16,856,412
純資産の部	
資本金	145,069
資本剰余金	122,134
利益剰余金	676,994
自己株式	△49,121
株主資本合計	895,076
その他有価証券評価差額金	139,614
繰延ヘッジ損益	△5,762
土地再評価差額金	9,931
退職給付に係る調整累計額	2,268
その他の包括利益累計額合計	146,051
新株予約権	628
純資産の部合計	1,041,756
負債及び純資産の部合計	17,898,168

■ 第115期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		232,940
資金運用収益	134,097	
貸出金利息	103,312	
有価証券利息配当金	28,876	
コールローン利息及び買入手形利息	353	
買現先利息	1	
債券貸借取引受入利息	0	
預け金利息	1,400	
その他の受入利息	153	
信託報酬	23	
役務取引等収益	55,094	
特定取引収益	5,989	
その他業務収益	6,043	
その他経常収益	31,692	
償却債権取立益	1,213	
その他の経常収益	30,478	
経常費用		161,121
資金調達費用	12,590	
預金利息	1,524	
譲渡性預金利息	825	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△134	
売現先利息	101	
債券貸借取引支払利息	382	
借入金利息	827	
社債利息	1,483	
その他の支払利息	7,579	
役務取引等費用	18,316	
その他業務費用	2,506	
営業経費	93,955	
その他経常費用	33,751	
貸倒引当金繰入額	3,850	
その他の経常費用	29,901	
経常利益		71,819
特別利益		2
固定資産処分益	2	
特別損失		359
固定資産処分損	124	
減損損失	208	
その他の特別損失	26	
税金等調整前当期純利益		71,462
法人税、住民税及び事業税	22,667	
法人税等調整額	△846	
法人税等合計		21,820
当期純利益		49,641
親会社株主に帰属する当期純利益		49,641

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

株式会社千葉銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 昇 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 柴 則 央 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社千葉銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

株式会社千葉銀行
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 昇 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 柴 則 央 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社千葉銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千葉銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月7日

株式会社 千葉銀行 監査役会

常勤監査役	飯 嶋 大 三 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	坂 本 友 彦 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	石 原 一 彦 ㊟
監 査 役	福 島 一 嘉 ㊟

以 上